什器・備品類購入業務

（配布資料）

１.「発注説明書」（別紙を含む）	４頁
２.「現場説明書」	１頁
３.「入札（見積）者に対する指示書」	１１頁
４.「売買契約書（案）」	５頁
５.「仕様書」（別紙を含む）	６頁
６.「質問回答書」	１頁

日本環境安全事業株式会社

発 注 説 明 書

日本環境安全事業株式会社什器・備品類購入業務に係る入札公告（物品等）に基づく一般競争入札手続等については、日本環境安全事業株式会社契約規程等関係規程等に定めるもののほか、この発注説明書によるものとする。

１　公　告　日　　平成２６年１１月２５日

２　契　約　職　　日本環境安全事業株式会社管理部長　鏑木儀郎

３　調達概要

(1) 件　　名　什器・備品類購入業務
(2) 仕 様 等　別添の仕様書による。
(3) 納入期間　別添の仕様書による。
(4) 納品場所　別添の仕様書による。
(5) 入札方法　入札金額は、業務に要する一切の費用を含めた額とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の８パーセントに相当する額を加算した場合（当該金額に１円未満の端数がある時は、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

４　競争参加資格

次の条件を全て満たしている者であること。

(1) 予算決算及び会計令第 70 条及び第 71 条の規定に該当しない者であること。
(2) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
(3) 営業に関し法律上必要とする資格を有しない者でないこと。
(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立がなされている者でないこと。
(5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条に規定する暴力団又は暴力団員と関係がないこと。
(6) 日本環境安全事業株式会社から、指名停止措置要領に基づく指名停止を受けている期間中でないこと。
(7) 平成 25･26･27 年度に有効な全省庁統一資格(物品の販売「家具・什器類」)がある者。
(8) 仕様書に指示された要件等を満たすことができること。

５　担当部課

〒105-0014　東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル３号館４階
日本環境安全事業株式会社　管理部契約・購買課　　TEL　03-5765-1916
（担当：松下）　　FAX　03-5765-1939

６　発注説明書に対する質問及び回答

（１）本調達の受注を検討するうえでこの発注説明書の記述内容についての質問は、質問の有無に拘らず次に従い書面（別添「質問回答書」）により提出すること。
（質問がない場合も「無し」と記入し提出）
提出期限：　平成 26 年 11 月 25 日(火)から平成 26 年 12 月 2 日(火)16 時まで
提出場所：５に同じ
提出方法：書面は FAX により提出するものとする。（提出期限厳守）
なお、後日正本を提出すること。

（２）（１）の質問に対する回答は、次のとおりとする。
回 答 日　　平成 26 年 12 月 3 日(水)
回答方法　　ＦＡＸにより回答する。

９　入札の日時及び場所

（１）日　時：　平成 26 年 12 月 5 日(金) 11 時 00 分
（２）場　所：　東京都港区芝 1-7-17 住友不動産芝ビル３号館４階
※平成 25・26・27 年度に有効な競争参加資格（全省庁統一資格）の審査結果通知書の写しを必ず持参すること。

10　入札方法等

（１）入札書は、持参すること。
（２）入札金額については、業務一式あたりの金額（税抜）を記載すること。
（３）入札執行回数は、原則として２回を限度とする。
（４）２回の入札において予定価格を下回る入札者がいない場合は、最低価格入札者と見積合せを行う。

11　入札保証金　　免除

12　契約保証金　　免除

13　開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会わなければならない。入札者又はその代理人が開札に立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない社員を立ち会わせて開札を行う。

14　業務費内訳書の提示

（１）第１回の入札に際し、第１回の入札書に記載される入札金額に対応した内訳書の提示を求める。

15　入札の無効

入札公告に示した競争参加資格のない者の行った入札、別添「入札（見積）者に対する指示書」において示した条件等入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を契約者としていた場合には契約決定を取り消す。

なお、入札執行の時において指名停止措置要領に基づく指名停止を受けているもの、

その他４に掲げる資格のないものは、競争参加資格のないものに該当する。

16　落札者の決定方法

日本環境安全事業株式会社契約細則第８条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。

17　手続における交渉の有無　　無し

18　契約書作成の要否等

別添「売買契約書（案）」により、契約書を作成する。

19　支払条件

発注者への納入後、発注者による検査に合格した物品の代金につき、月末にその月の納品分を発注者に請求すること。請求書には納品日と納品数がわかるよう、内訳を明記すること。支払は請求書受領月の翌月末とする。

20　苦情申立て

本手続における競争参加資格の確認その他の手続に関し、「政府調達に関する苦情の処理手続」（平成７年 12 月 14 日付け政府調達苦情処理推進本部決定）により、政府調達苦情検討委員会（連絡先：内閣府政府調達苦情処理対策室政府調達苦情検討委員会事務局、電話 03-3581-0262（直通））に対して苦情を申立てることができる。

21　関連情報を入手するための照会窓口　　５に同じ。

22　その他

（１）入札参加者は、別添「入札（見積)者に対する指示書）を熟読し、遵守すること。

（２）別添様式等

①　現場説明書
②　入札者に対する指示書
③　売買契約書（案）
④　仕様書
⑤　質問回答書

別紙　「発注手続日程（予定）」

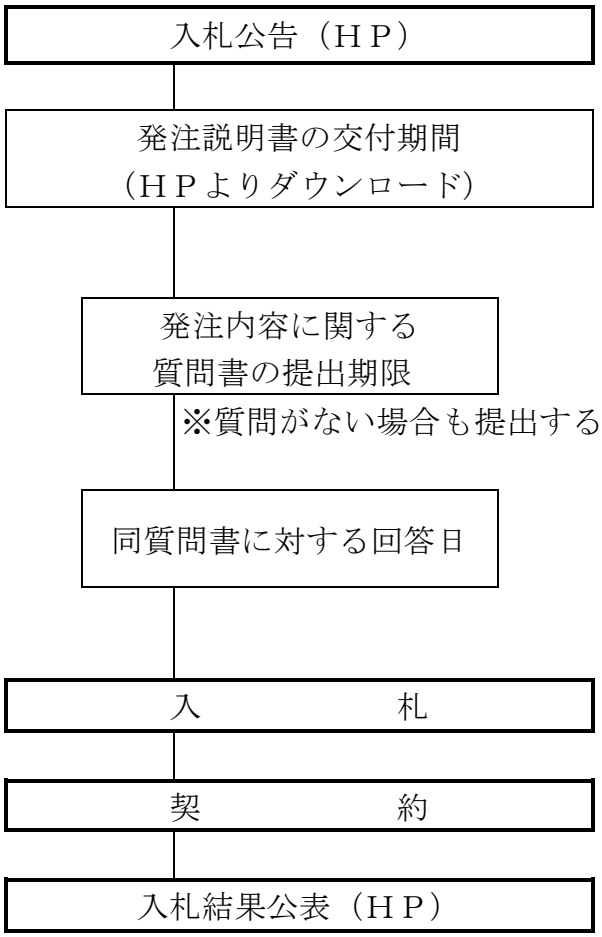

１１月２５日(火)

１１月２５日(火)～
１１月２８日（金）

１２月　２日(火)

１２月　３日(水)
ＦＡＸにより回答

１２月　５日(金) 11:00

１２月　５日(金) 予定

期間については、土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日 10～12 時及び 13～16 時

現　場　説　明　書

日本環境安全事業株式会社

件　　名　什器・備品類購入業務

業務期間　平成２６年１２月（契約日）から平成２７年２月１日

上記業務につき下記のとおり説明する。この説明は、契約仕様書等と同様の効力を有するものとする。

１．入札（見積）は「入札（見積）者に対する指示書」の定めるところに従って行なう。

２．質問回答は、別紙「質問・回答書」により行うものとする。
※質問がない場合も「無し」と記入し提出すること。
（１）質問書提出期限　平成２６年１２月２日（火）１６時必着
（ＦＡＸによる。ただし入札時に正本を持参すること。）

（２）質問書提出場所　日本環境安全事業株式会社　管理部契約・購買課
住　所　〒105-0014　東京港区芝１－７－１７
電　話　０３－５７６５－１９１６
ＦＡＸ　０３－５７６５－１９３９

（３）回　答　日　平成２６年１２月３日（水）

（４）回　答　方　法　ＦＡＸによる。

入札（見積）者に対する指示書

日本環境安全事業株式会社

この指示書は、日本環境安全事業株式会社（以下「会社」という。）が締結する業務等契約に関する入札（見積）（以下「入札」という。）執行上の注意事項並びに契約締結上の必要事項について指示するものである。

一　入札執行上の注意事項

第１　入札者の注意事項

入札者は、次の各号に掲げる事項を厳守しなければならない。

1　入札者は、発注説明書、仕様書、契約書（案）等を熟知のうえ、入札しなければならない。

2　入札者は、所定の時刻の少なくとも 10 分前に集合し、必要な書類を提出し、審査を受けること。

3　入札書は別添様式第３号によるものとし、記載数字は、算用数字を用いること。

4　入札金額は、仕様書及び契約書（案）（以下「仕様書等」という。）により積算すること。なお、入札日の前日までに仕様書等について修正があった場合は、修正後の仕様書等により積算すること。

5　入札書は、代表者名及び印章を押印し、封かんのうえ入札執行者の指示に従って入札すること。

①　代理人により入札する場合は、別添様式第１号－１の委任状を入札の執行前に提出し、入札書には、被代理人の住所、会社名、代表者氏名及び代理人である旨を記載し、代理人が記名押印すること。

②　代理人が復代理人を選任する場合は、別添様式第１号－２及び第２号の復代理人に対する委任状を提出のうえ、入札書は復代理人が記名押印すること。

6　入札書には消費税及び地方消費税を含まない金額を記載すること。

7　入札者は、入札書を入札箱に投入した後は、その引換え、変更又は取消しをすることができない。

第２　公正な入札の確保

1　入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。

2　入札参加者は、入札にあたっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。

3　入札参加者は、落札者の決定前に、他の入札参加者に対して、入札価格を意図的に開示してはならない。

第３　入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効とする。

1　入札書の金額が訂正してある場合

2　入札者の記名又は押印が欠けている場合
3　誤字、脱字等により意思表示が不明確な場合
4　再度入札の場合において、前回の最低額を上回る金額で入札している場合
5　郵便又は電報により入札を行った場合（郵便又はファックスによる入札が認められた場合を除く。）
6　一般競争における申請書又は資料に虚偽の記載をした者が入札を行った場合
7　競争に参加する資格のない者が入札を行った場合
8　入札保証金の納入を必要とする入札において、これを納入していない者が入札を行った場合
9　同一事項の入札について、入札者が他の入札者の代理をしていると認められる場合
10　明らかに連合によると認められる入札を行った場合
11　前各号に掲げる場合のほか、入札に関する必要な条件を具備していない場合又は会社の指示に従わなかった場合

第４　入札の中止その他

入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

第５　開札及び落札者（見積りの場合は契約の相手方、以下「落札者」という。）の決定

1　開札は、入札終了後直ちに、入札者又はその代理人を立ち会わせて行い、入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない社員を立ち会わせて行う。
2　落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った者のうち最低の価格をもって入札した者とする。

ただし、落札者となるべき者の価格によってはその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低の価格の入札者を落札者とする。
3　前号の決定方法によって落札となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうちにくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない社員にくじを引かせる。
4　開札の結果、落札者がないときは、直ちに再度の入札を行う。この場合前回の入札に参加しなかった者は、入札に加わることはできない。
5　前号の再度の入札は、原則として 1 回を限度とする。
6　前号の再入札の結果、落札者がないときは、最低価格提示者と見積り合せを行う。

第６　見積合わせの場合の準用

1　第１から第５に規定する事項（第５第３号を除く。）は、見積の場合に準用する。
2　見積の場合は、予定価格の範囲内で見積をした場合のみ、その者を落札予定者とする。

二　契約上の注意事項

第１　契約書等

１　落札者は、会社所定の契約書の案に記名押印し、契約締結決定の日から７ 日以内に提出しなければならない。ただし、承諾をえて、この期間を延長することができる。

２　契約書を作成する場合において、会社が落札者とともに記名押印しなければ、当該契約は確定しないものとする。

第２　契約の保証

入札保証金免除、契約保証金免除。

第３　契約代金の支払

１　目的物を納品したときは、別添様式第４号の納品書を提出するものとする。

２　納品後会社の検査に合格したときは、別添様式第５号の引渡書を提出すること。

３　完了代金は、別添様式第６号の代金支払請求書に基づき振込み支払とする。

三　その他の事項

１　入札者は、入札の際、内訳書（別添様式第３号の別表）を必ず持参すること。

２　入札者は、入札の執行後においては、本指示書、仕様書等、現場の状況等についての不明確又は不知を理由として異議を申し出ることはできない。

（様式第１号－１）

委　　任　　状

私は、（会社名、所属部課名、氏名）を代理人と定め、次の権限を委任します。

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　　入札（見積）に関すること。

代 理 人　　印

平成　　年　　月　　日

日本環境安全事業株式会社
管理部長　鏑木　儀郎　殿

住　　所

会 社 名　　印

代 表 者　　印

（様式第１号－２）

委　　任　　状

私は、（支社名、所属部課名、氏名）を代理人と定め、次の権限を委任します。

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　一　入札（見積）に関すること。
　　二　復代理人を選任すること。
　　三　契約の締結及び代金の請求並びに受領に関すること。
　　四　諸願届等に関すること。

代 理 人　　印

平成　　年　　月　　日

日本環境安全事業株式会社
管理部長　鏑木　儀郎　殿

住　　所

会 社 名　　印

代 表 者　　印

（様式第２号）

（復代理人用）

委　　任　　状

私は、（支社名、所属部課名、氏名）を復代理人と定め、次の権限を委任します。

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

委任事項　　入札（見積）に関すること。

復 代 理 人　　印

平成　　年　　月　　日

日本環境安全事業株式会社
管理部長　鏑木　儀郎　殿

代 理 人　　印

（様式第３号）

入札（見積）書

金	百	十	億	千	百	十	万	千	百	十	円

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記の金額により入札（見積）いたします。

※上記金額は購入予定金額の総価で消費税及び地方消費税を除いた額である。

なお、発注説明書４の競争参加資格を満たしていることを誓約いたします。

平成　　年　　月　　日

住　　所
会　社　名
代表者氏名
代理人又は復代理人氏名　　印

日本環境安全事業株式会社
管理部長　鏑木　儀郎　殿

（注）入札（見積）書は、封かんし、業務名を表記すること。

入札（見積）書封かん例

（表面）

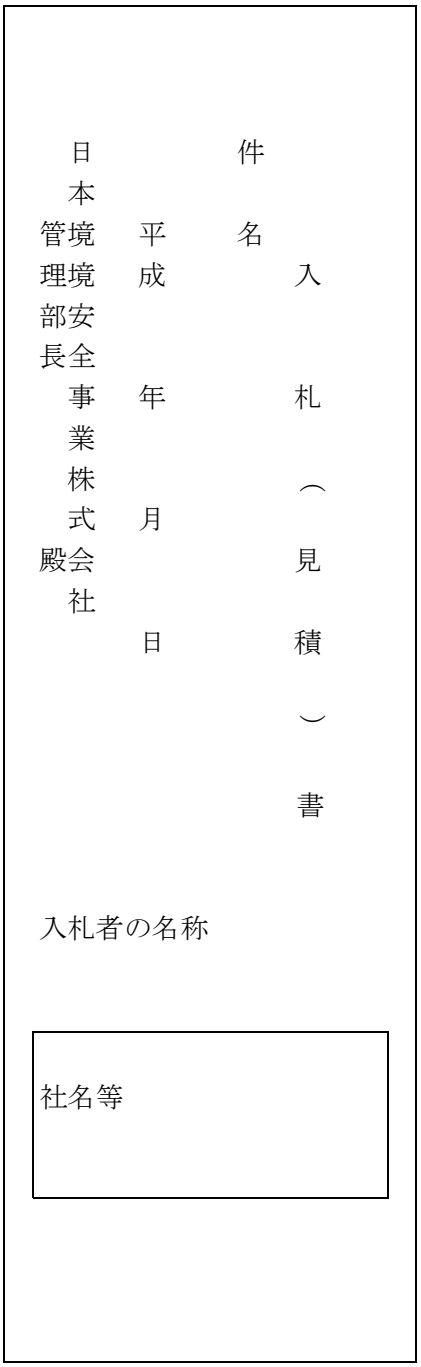

（裏面）

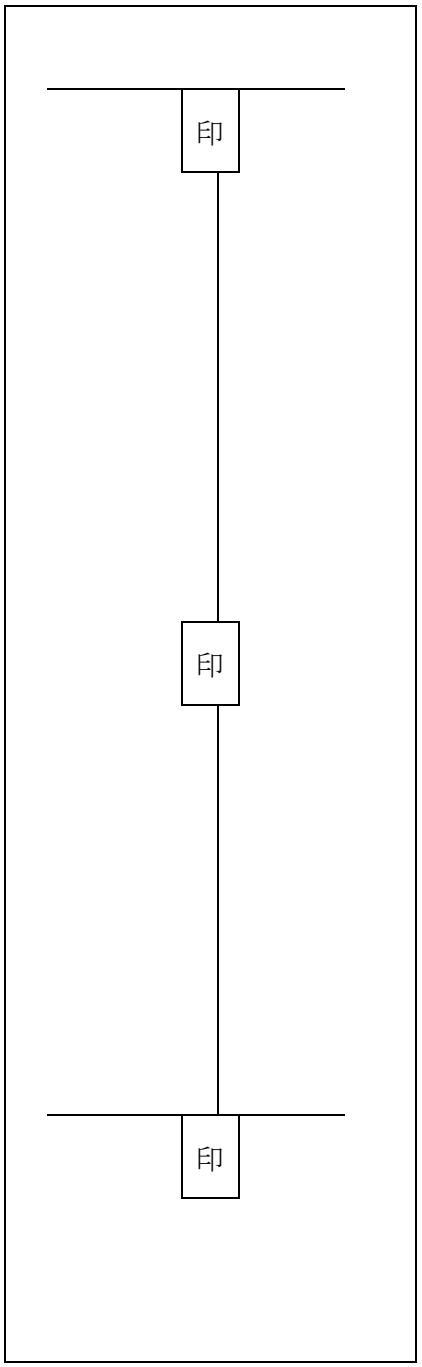

（様式第４号）

平成　　年　　月　　日

日本環境安全事業株式会社
管理部長　鏑木　儀郎　殿

住　　所

会　社　名　　印

代表者氏名　　印

納　品　書

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記について、平成　　年　　月　　日納品しましたので、お届けします。

（様式第５号）

平成　　年　　月　　日

日本環境安全事業株式会社
管理部長　鏑木　儀郎　殿

住　　所

会　社　名　　印

代表者氏名　　印

引　渡　書

件　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

標記について検査に合格いたしましたので、これをお引き渡します。

（様式第６号）

平成　　年　　月　　日

日本環境安全事業株式会社
管理部長　鏑木　儀郎　殿

所　在　地
商号又は名称
代 表 者 名　　印

代金支払請求書

件　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

上記については、平成　　年　　月　　日に完了いたしましたので下記のとおり請求いたします。

記

金＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿円

上記金額について、下記にお振込戴きたくお願いします。

振込指定金融機関＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

支店名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

預　金　種　別＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口　座　番　号＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

口　座　名　義＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

売買契約書(案)

1. 件　　名　　什器・備品類購入業務

2. 納 入 期 間　　仕様書のとおり

3. 納 入 場 所　　仕様書のとおり

4. 契 約 金 額　　金　　円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税の額金　　円)
上記の消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき、契約金額に108分の8を乗じて得た額である。

5. 契約保証金　　免　除

上記の件について、日本環境安全事業株式会社(以下「発注者」という。)と、　　(以下「受注者」という。)は、次の条項により契約を締結し、信義に従い誠実にこれを履行するものとする。

(総則)
第1条　受注者は、この契約書のほか、この契約書に附属する仕様書(以下「仕様書等」という。)の定めに従い、契約物件を納入期限までに発注者の指定する場所に納入し、発注者は、その代金を受注者に支払うものとする。

(権利義務の譲渡)
第2条　受注者は、この契約により生ずる権利若しくは義務を第三者に譲り渡し、または承継させてはならない。ただし、発注者の書面による承認を得た場合にはこの限りでない。

(仕様書等の疑義)
第3条　仕様書等に明示されていないものは、発注者受注者協議して定める。ただし、軽微なものについては、受注者は、発注者の指示に従うものとする。

(納入及び納品書の提出)
第4条　受注者は、物件の納入を終了したときは、速やかに発注者に納品書を提出しなければな

らない。

（検査及び引渡し）

第5条　発注者は、納品書を受領したときは、10日以内に仕様に基づき、物件の検査を行う。

2　発注者は、検査の結果、合格と認めたときは、受注者から物件の引き渡しを受けるものとし、引き渡しが終わった時をもって所有権移転の時期とする。

3　受注者は、物件が第1項の検査に合格しないときは、直ちに取り替えまたは補修して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、取り替えまたは補修の完了を納入の完了とみなし、前2項の規定を準用する。

（支払）

第6条　受注者は、前条の検査に合格したときは、代金の支払いを発注者に請求するものとする。

2　発注者は、前項の適正な請求書を受理したときは、当該請求書を受理した日の属する月の翌月末日までに代金を支払うものとする。

（保証）

第7条　受注者は、物件の引き渡し完了後1年間は物件の性能、精度及び品質等を発注者に保証するものとし、その期間内に瑕疵があった場合、それが明らかに受注者の責に帰すものであると認められたときは、受注者は無償で修理調整を行い、または交換するものとする。

2　受注者が正当な理由なく発注者の指定した期日までに前項による瑕疵の修理をしないときは、発注者は、受注者の負担において第三者に修理をさせることができる。

（納入期日の延期）

第8条　受注者は、頭書の期限内に物件を納入できないときは、あらかじめ発注者に対し事由を付して納入期日の延期を申し出ることができる。

2　発注者は、前項の申請により正当な事由があると認めたときは、その延期を承認することができる。

（履行遅滞の場合における損害金等）

第9条　受注者の責に帰すべき事由により納入期日までに物件の納入を終了しないときは、発注者は、損害金の支払を受注者に請求することができる。

2　発注者は、前条による納入期日の延期を認めた場合でも、その延期の原因が受注者の責任であるときは、契約金額に対して延長日数に応じ、年5パーセントの割合で計算した額を延滞金として徴収することができる。

3　発注者の責に帰する事由により第6条の規定による代価の支払いが遅れた場合には、受注者は、発注者に対して延滞日数に応じ、年2．9パーセントの割合で計算した額の遅延利息を請求することができる。

（機密保持）

第10条　発注者及び受注者は、本契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に対して漏洩してはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならいない。但し、次の各号のいずれかに該当することを自ら立証できるものについてはこの限りではない。

（1） 相手方から開示を受け、又は知り得た時点で印刷物等により既に公知であったもの又は自己が既に所有していたもの。

（2） 相手方から開示を受け、又は知り得た後、自己の責に帰し得ない事由により公知となったもの。

（3） 相手方から開示を受け、又は知り得た後、正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく合法的に取得したもの。

2 前項の規定は、本契約が終了し又は解除された後も有効とする。

（契約の解除）

第11条　発注者又は受注者は、相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1） 本契約の各条項のいずれかに違反したとき。

（2） 破産、民事再生又は会社更生法の申立をしたとき、もしくは第三者から申立を受けたとき。

（3） 差押え、営業廃止、手形不渡り処分等の事態が生じたとき。

（4） 監督官庁から許可の取り消し、営業の停止等の処分を受けたとき。

2 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

（1） 役員等（受注者の役員又は受注者の支店若しくは常時契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下この項において「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（2） 暴力団（暴力団対策法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（3） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（4） 役員等が、暴力団員又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（5） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（6） 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第1号から第5号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

（7） 受注者が、第1号から第5号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第6号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

3 受注者が前2項の規定に該当しこの契約が解除された場合においては、受注者は、代金の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第12条　本契約に関し、受注者が、次に掲げる場合のいずれかに該当したときは、受注者は、発注者の請求に基づき、契約金額（本契約締結後、契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の10分の1に相当する金額を違約金（損害賠償額の予定）として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。本契約が終了した後も同様とする。

（1）本契約に関し、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）。

（2）納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が受注者又は受注者が構成事業者である事業者団体（以下「受注者等」という。）に対して行われたときは、受注者等に対する命令で確定したものをいい、受注者等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

（3）納付命令又は排除措置命令により、受注者等に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が受注者に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

（4）本契約に関し、受注者（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の6又は独占禁止法第 89 条第1項若しくは第 95 条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

（不可抗力）

第13条　天災地変、労働争議、法令の改変その他当事者の責に帰し得ない事由によって本契約に関する債務不履行が生じた場合は、遅滞なく相手方に通知する。なお、この場合には、本契約の債務不履行とは看做されないものとし、その対応につき発注者と受注者の間で協議する。

（損害補償）

第14条　発注者及び受注者は、本契約に関して自らの責に帰すべき事由により相手方または第三者に損害を与えた場合、協議のうえ、その補償の責を負うものとする。

（損害金等の徴収）

第15条　受注者が、本契約に基づく損害金、補償金又は違約金を発注者の指定する期間内に支払わないときは、発注者は、その支払わない額に発注者の指定する期間を経過した日から売買代金支払の日まで年5パーセントの割合で計算した利息を付した額と、発注者の支払うべき売買代金とを相殺し、なお不足があるときは追徴する。

2　前項の追徴をする場合には、発注者は、受注者から遅延日数につき年5パーセントの割合で計算した額の延滞金を徴収する。

（その他）

第16条　この契約書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

この契約を証するため、本書2通を作成し、発注者受注者記名押印の上各自1通を保有する。

平成26年12月　日

発注者　　住　所　　東京都港区芝一丁目7番17号

氏　名　　日本環境安全事業株式会社

管理部長　　鏑木　儀郎　　印

受注者　　住　所

氏　名

什器・備品類購入業務

仕様書

平成 26 年 11 月

日本環境安全事業株式会社

１．　業務名称

什器・備品類購入業務

２．　納入期間

平成 26 年 12 月（契約日）から平成 27 年２月１日まで

※一部の品目については 12 月 18 日までに納入。（別紙内訳書参照）

※原則として搬入は土曜、日曜及び祝日の休日のみとする。

３．　業務場所

福島県いわき市平字大町７－１　平セントラルビル４階

４．　業務内容

別紙内訳書及び図面のとおり

納入する什器・備品類の品目、仕様・規格及び数量は、内訳書のとおりであり、内訳書の什器・備品と同じものあるいは同等またはそれ以上のものとする。

　なお、同等またはそれ以上のものをご提示いただく場合は、質問書に品名、品番を記入し確認すること。

５．　業務計画

契約締結後速やかに業務計画書を提出すること。業務計画の作成については、以下の事項を考慮し作成すること。

1）内訳書の備考欄に搬入日が記載されている什器・備品類の調達計画。

2）原則として、搬入は土曜、日曜及び祝日の休日のみとする。

3）搬入計画等の参考として図面を提供する。

６．　工程関係

本業務のほか、入居工事、電話工事等を行う予定であるため、関係者と十分調整して各工事及び業務の円滑な推進を図ること。

7．　安全対策

本業務の実施にあたり、関係者、作業員の安全を確保するため、安全に対する意識を高めるとともに、安全な工事が実施できる体制及び環境を整えること。

8．　成果品

成果品目録を作成し、以下の成果品を提出すること。

附帯納入品（鍵、予備品、納入品リスト等）

各種連絡先一覧（機器メーカー等）

取扱説明書（機器類、保守説明書、保証書等）

各種届出書

その他

9．　その他

現地確認については、各自でビル及び周辺の状況を確認すること。また、搬入する事務所に 12 月 1 日（月）9:00 から 17:00 までの間、入室することが可能である。

業務内容等に変更か生じた場合には、発注者と協議すること

内訳書　　業務名称　什器・備品類購入業務　　日本環境安全事業(株)

項目名称		摘要	単位	数量	単価	金額	備考
什器・備品類購入業務							
事務什器類							
事務デスク類		標準タイプ　ホワイト					
両袖デスク(1)	okamura	ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽ　W1800 D700 H720　3段袖 引出し付	台	2			12月18日までに搬入
両袖デスク(2)	okamura	ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽ　W1600 D700 H720　3段袖 引出し付	台	2			12月18日までに搬入
片袖デスク	okamura	ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽ　W1100 D700 H720　3段袖 引出し付	台	23			12月18日までに搬入（10台）
脇デスク	okamura	ｱﾄﾞﾊﾞﾝｽ　W400 D700 H720　3段	台	23			12月18日までに搬入（10台）
計							
事務チェア							
チェア(1)	ITOKI	コセール　ﾊｲﾊﾞｯｸ（ｸﾛｽﾀｲﾌﾟ）　T1C2 ｱﾙﾐ肘	脚	1			12月18日までに搬入
チェア(2)	ITOKI	コセール　ﾊｲﾊﾞｯｸ Z9 ﾙｰﾌﾟ肘 ﾛｯｷﾝｸﾞﾚﾝｼﾞ GXT1C2	脚	1			12月18日までに搬入
チェア(3)	ITOKI	フルゴ　ﾊｲﾊﾞｯｸ T1 ﾙｰﾌﾟ肘 ﾊﾝｶﾞｰなし GB	脚	25			12月18日までに搬入（12台）
計							
会議テーブル類							
折りたたみテーブル	ITOKI	HX　W1800 D600 H720　幕板付 棚付 98	台	10			12月18日までに搬入
会議チェア(1)	ITOKI	MANOSS　肘なし 背パッド付	脚	30			12月18日までに搬入
会議チェア(2)	ITOKI	Luvek　背クッションタイプ	脚	30			
計							
ロッカー類							
1人用ロッカー	ITOKI	W型（ｼﾘﾝﾀﾞｰ）W455 D515 H1790	台	4			12月18日までに搬入
4人用ロッカー	ITOKI	W型（ｼﾘﾝﾀﾞｰ）W900 D515 H1790	台	7			12月18日までに搬入
計							
キャビネット類							
スライドタイプ(1)	ITOKI	W800　2列4連　W3304 D900 H2100	ｾｯﾄ	1			床固定
スライドタイプ(2)	ITOKI	W900　2列5連　W4635 D900 H2100	ｾｯﾄ	1			床固定
キャビネット(1)	ITOKI	両開き扉型　W900 D500 H2100	台	4			連結
キャビネット(2)	ITOKI	両開き扉型　W900 D450 H2100	台	3			連結
キャビネット(3)	ITOKI	両開き扉型　W900 D450 H1040	台	8			
キャビネット(4)	ITOKI	2枚引違い書庫　W900 D400 H1040	台	8			
ベース(1)	ITOKI	キャビネット(1)用	台	4			
ベース(2)	ITOKI	キャビネット(2)用	台	3			

内訳書　　業務名称　什器・備品類購入業務　　日本環境安全事業(株)

項目名称		摘要	単位	数量	単価	金額	備考
ベース(3)	ITOKI	キャビネット(3)用	台	8			
ベース(4)	ITOKI	キャビネット(4)用	台	8			
キッチンキャビネット	ITOKI	スチール製　W900 D450 H1800	台	1			
カウンター	ITOKI	ﾊｲｶｳﾝﾀｰ　引戸Aタイプ　W1200 D500 H950	台	1			
金庫	ITOKI	ｱﾚｽﾄ　テンキー式　W640 D670 H1115	台	1			
計							
応接家具							
アームチェア	ITOKI	L16シリーズ　L16-11CN　51T2	台	2			
ソファ	ITOKI	L16シリーズ　L16-13CN　51T2	台	1			
センターテーブル	ITOKI	L16シリーズ　TYT-1264　51	台	1			
計							
役員家具							
デスク	ITOKI	X09シリーズ　X09-188CB-51	台	1			
チェア	ITOKI	X09シリーズ　KWE-665GR-Z9T1	台	1			
ガラス扉付書棚	ITOKI	X09シリーズ　X09-189HG-51	台	1			
書棚	ITOKI	X09シリーズ　X09-189HE-51	台	1			
ワードローブ	ITOKI	X09シリーズ　X09-186HK-51	台	1			
サイドボード	ITOKI	X09シリーズ　X09-167HL-51	台	1			
計							
計							
業務管理費等							
業務管理費		現地確認、作業計画、労務管理、安全管理、監理等	式	1			
搬入作業費		休日搬入作業	式	1			
搬出入経路 養生		エレベーター、搬出入経路等	式	1			
組立、設置費		床固定、連結固定等含む	式	1			
作業後清掃費			式	1			
計							
計							

国道３９９号

JR いわき駅

業務場所　　福島県いわき市字大町７－１ 平セントラルビル４階

国道６号線（陸前浜街道）

車道

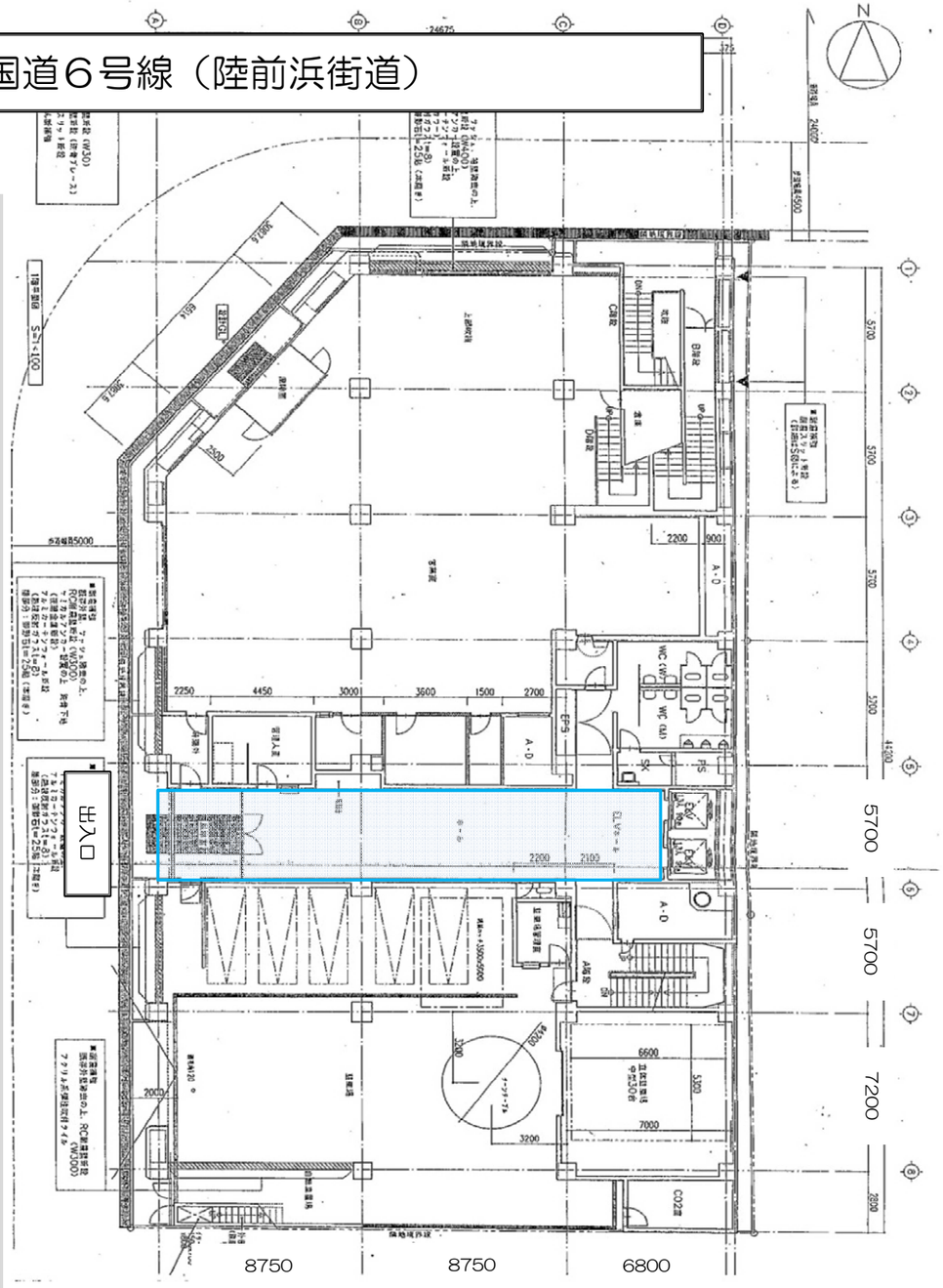

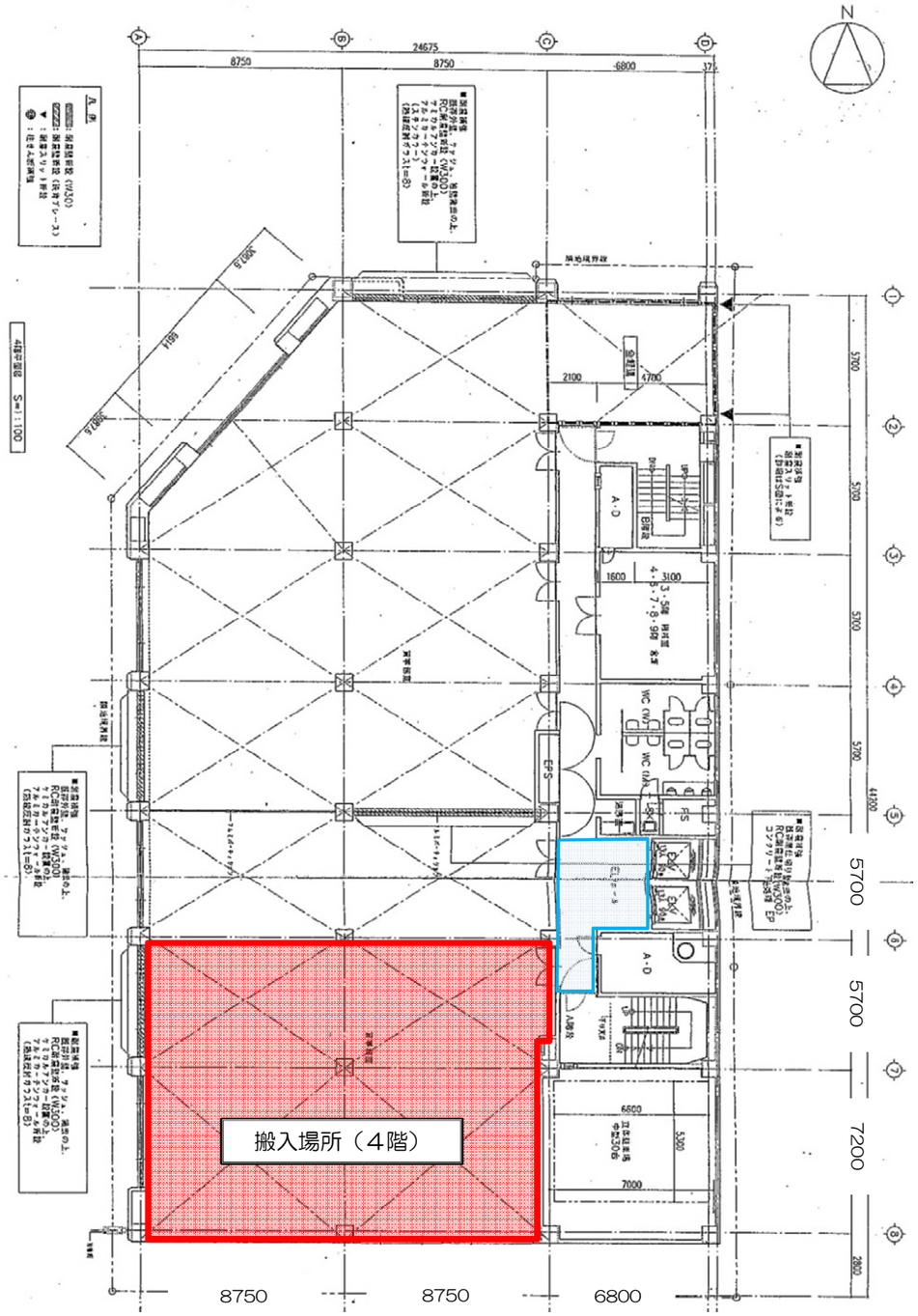

日本環境安全事業(株)　（仮）福島事務所 什器・備品類購入業務 業務場所

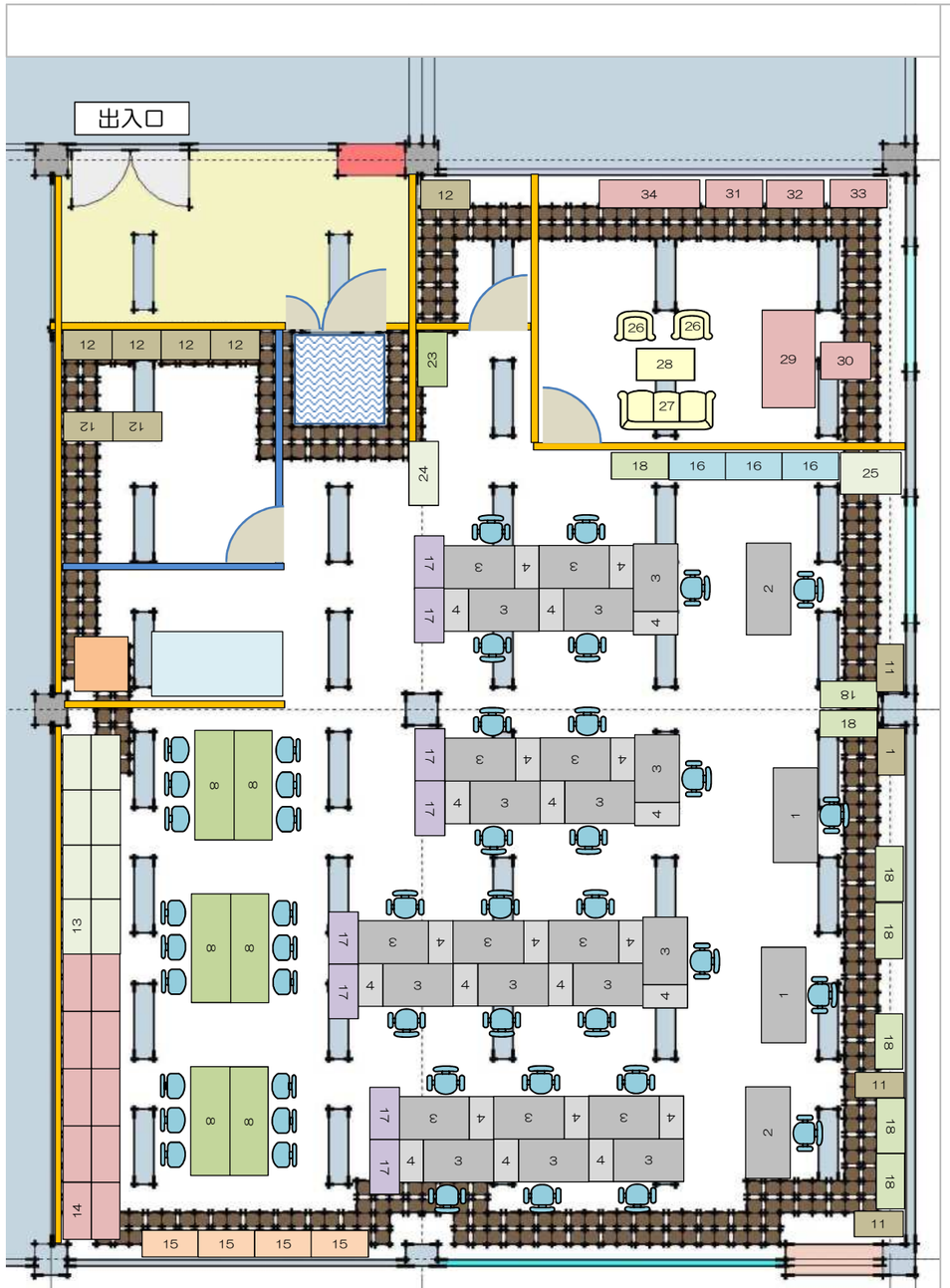

什器・備品類		寸法等			数量	12月18日までに搬入	備考
事務デスク		W	D	H			
1	両袖デスク(1)	1800	700	720	2	2	搬入場所は4階
2	両袖デスク(2)	1600	700	720	2	2	搬入場所は4階
3	片袖デスク	1100	700	720	23	10	搬入場所は4階
4	脇デスク	400	700	720	23	10	搬入場所は4階
事務チェア							
5	チェア(1)				1	1	搬入場所は4階
6	チェア(2)				1	1	搬入場所は4階
7	チェア(3)				25	12	搬入場所は4階
会議テーブル類		W	D	H			
8	折りたたみテーブル	1800	600	720	10	10	搬入場所は指示する
9	会議チェア(1)				30	30	搬入場所は指示する
10	会議チェア(2)				30		
ロッカー類		W	D	H			
11	1人用ロッカー	455	515	1790	4	4	搬入場所は4階
12	4人用ロッカー	900	515	1790	7	7	搬入場所は4階
キャビネット類		W	D	H			
13	スライドタイプ(1)	3304	900	2100	1		床固定
14	スライドタイプ(2)	4635	900	2100	1		床固定
15	キャビネット(1)	900	500	2100	4		連結
16	キャビネット(2)	900	450	2100	3		連結
17	キャビネット(3)	900	450	1040	8		
18	キャビネット(4)	900	400	1040	8		
19	ベース(1)				4		
20	ベース(2)				3		
21	ベース(3)				8		
22	ベース(4)				8		
23	キッチンキャビネット	900	450	1800	1		
24	カウンター	1200	500	950	1		
25	金庫	640	670	1115	1		
応接家具		W	D	H			
26	アームチェア	700	700	760	2		
27	ソファ	1680	700	760	1		
28	センターテーブル	1200	600	430	1		
役員家具		W	D	H			
29	デスク	1800	850	720	1		
30	チェア				1		
31	ガラス扉付書棚	900	450	1800	1		
32	書棚	900	450	1800	1		
33	ワードローブ	600	450	1800	1		
34	サイドボード	1600	450	700	1		

日本環境安全事業(株)　（仮）福島事務所　什器・備品類購入業務

レイアウト図（参考図）

別紙

質問・回答書

業務名	
会社名	印
担当者名	印

質問番号	仕様書頁	質　　問	回　　答

1　質問がない場合も「無し」と記入し提出してください。

2　郵送の場合期限まで必着のこと。

日本環境安全事業株式会社